第７４号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3－6－3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX　03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

再雇用社員の賃下げ違法

トラック運転手が勝訴（東京地裁）

定年後に嘱託社員として再雇用されたトラック運転手３人が「職務の内容が変わらないのに賃金を約３割下げられたのは違法」だとして勤務先の運送会社に是正を求めた訴訟の判決が５月１３日に東京地裁でありました。佐々木宗啓裁判長は、「職務内容や責任が同じなのに賃金を下げるのは、労働契約法２０条に反する」と差額の支払いなどを命じたトラック運転手の勝利判決でした。

３人は、横浜の運送会社で２１年から３４年の間正社員として働いてきました。２０１４年に６０歳の定年を迎え、その後１年契約で再雇用されました。業務内容は定年前と全く同じだが、嘱託社員の賃金規定が適用され年収が２～３割下がりました。判決は「『特段の事情』がない限り、同じ業務内容にもかかわらず賃金格差を設けることは不合理だ」と指摘しています。

郵政再雇用社員からも「期待」の声

郵政でも、年金の支給開始年齢が６５歳まで段階的に引き上げられてから再雇用で働く労働者からは、「定年前と同じ仕事をしているのに給料が下げられるのは納得できない」「６０歳から年金を受給していた時と違い今は無年金だ。当時と同じ給与水準では生活を切り詰めざるを得ない」など不満の声が出ていました。このような再雇用で働く労働者からは今回の判決は待遇改善へ「期待がされる」と励みとなっています。

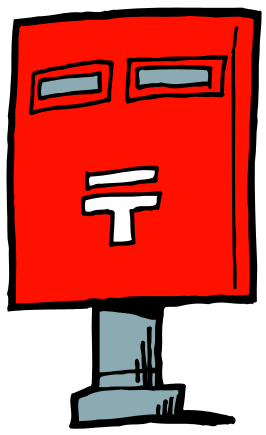

非正規労働者全体の待遇改善へ

今回の判決は、同じ働き方をしているのに有期雇用であることを理由にした賃金格差が労働契約法２０条違反であり、正社員と同じ賃金を支払うべきだとしたことです。これは、再雇用で働く人だけでなく、労働契約法２０条裁判をたたかう郵政原告はもとより、非正規で働く全体の待遇改善につながる画期的な判決です。